

## アートの灯を守る！とっとりアート支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、アートの灯を守る！とっとりアート支援事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、県内の文化芸術団体や芸術家(以下「文化芸術団体等」という。)及び県内のライブハウスやギャラリー等の施設(以下「施設等」という。)が、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため無観客で行う公演・展示の映像配信(以下「映像配信」という。)にかかる経費を支援することにより、文化芸術団体等の発表や芸術表現の場を確保するとともに、文化芸術の鑑賞機会を広く県民に提供することを目的として交付する。

### (補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表第2欄に掲げる事業内容(以下「補助事業」という。)を行う同表の第3欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第4欄に掲げる経費(以下、「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に、同表の第5欄に定める率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額(同表の第6欄に定める額を限度とし、千円未満の端数は切り捨てた額とする。)以下とする。
  - 3 寄付行為を主目的とした事業または宗教的又は政治的宣伝意図を有する事業については本補助金を交付しないものとする。
  - 4 補助事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、県内事業者(同条例第2条第1項に規定する事業者をいう。)への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、文化政策課長が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、別表の第1欄に掲げる事業区分に応じて、様式第1号の1又は様式第1号の2及び様式第2号の1又は様式第2号の2によるものとする。
  - 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、別表の第1欄(1)の事業は交付申請を受けた日から20日以内に、別表の第1欄(2)の事業は第4条第1項により定めた日から20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定の通知は、様式第3号によるものとする。
  - 3 知事は、第4条第3項による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

### (承認を要しない変更)

- 第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表の第7欄に定めるもの以外の変更とする。
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下、「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と、交付決定を受けた年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日
  - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月5日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、別表の第1欄に掲げる事業区分に応じて、様式第1号の1又は様式第1号の2及び様式第2号の1又は様式第2号の2によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
  - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの。
- 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(財産に関する書類の保管)

第9条 補助事業者は、事業により取得した財産について処分制限期間を経過するまでの間、様式第5号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、地域づくり推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月24日から施行する。

(第3条関係) 別表

1 事業区分	2 事業内容	3 補助対象者	4 補助対象経費	5 補助率	6 上限額	7 重要な変更
(1) 機材賃借型	鳥取県内において芸術団体等が無観客公演等を行い、機材賃借や外部委託等により映像配信を行う。	次のアからエまでの全ての要件を備える芸術家及び芸術活動団体 ア 鳥取県内に活動の本拠を置く者であること。 イ これまでに県内における活動実績があること。 ウ 代表者及び所在地が明らかであること。 エ 会計経理が明確なこと。	機材（カメラや通信機器等）賃借料、配信経費、映像編集経費、映像配信に係る広報宣伝費、及び映像撮影や映像配信に要する外部スタッフ人件費等。 なお、音響、照明及び舞台設営にかかる経費、団体の運営に係る経常的な経費、団体構成員に対する個人給付的な経費、団体等のみが利益を受ける資産形成となる経費、及び食糧費等、交付対象として適当と認められない経費は対象外とする。 ※交付決定前であっても交付申請日以降の支出で、補助対象事業に適合するものについては補助対象経費として認めるものとする。	10/10	50万円	ア 事業主体の変更 イ 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更
(2) 機材導入型	鳥取県内の施設等において無観客公演等を行うため、映像配信をするために必要な機材等を購入し、その機材を使用して令和2年度中に県民に広く公開した形での映像配信を3回以上行う。	次のアからエまでの全ての要件を備える法人、事業者（公立施設を除く。） ア 鳥取県内に本拠を置くライブハウス（酒類及びそれに伴う料理の提供を営業の主目的としていないもの）又はギャラリー等の運営者であること。 イ 代表者及び所在地が明らかであること。 ウ 会計経理が明確なこと。 エ 活動（営業）実績が6ヶ月以上あること。	機材（カメラや通信機器等）購入経費、カメラや通信機器等に必要不可欠な周辺機器、及びケーブル等の購入費、配信経費、映像編集経費、映像配信に係る広報宣伝費、及び映像撮影や映像配信に要する外部スタッフ人件費等。 なお、音響、照明及び舞台設営にかかる経費、法人等の運営に係る経常的な経費、構成員に対する個人給付的な経費、食糧費、及び法人等の構成員が利益を受ける資産形成となる経費と明確に区別できない経費等、交付対象として適当と認められない経費は対象外とする。			

様式第1号の1（第4条第2項及び第7条第2項関係：（1）機材賃借型）

アートの灯を守る！とっとりアート支援事業実施計画（実績報告）書

団体・施設等名称								
代表者職・氏名								
事業の目的	(事業実施により、どのような効果を見込むのかを記載してください。)							
映像配信内容 (計画書提出後、実施までの間に、配信日時等の詳細が決まり次第、別紙②により報告すること。)	(配信内容) ※事業の特徴や見どころも記載してください。  (配信日時)  (配信時間)  (視聴者数 (見込み・実績))							
映像撮影・収録場所	(会場名・所在地)							
配信業務の発注業者 (予定)								
利用 (予定) の映像配信サービス	(YouTube、その他)							
	<table border="1"> <tr> <td>形態 ※いずれかを ○で囲む</td> <td>録画配信</td> <td>・</td> <td>ライブ配信</td> </tr> <tr> <td></td> <td>無料配信</td> <td>・</td> <td>有料配信 (料金 円)</td> </tr> </table>	形態 ※いずれかを ○で囲む	録画配信	・	ライブ配信		無料配信	・
形態 ※いずれかを ○で囲む	録画配信	・	ライブ配信					
	無料配信	・	有料配信 (料金 円)					

広 報	自ら行うもの	
	他で取り上げ てもらもの	
事業効果 (実績報告時 に記載)	鑑賞者の声	(コメント等を記載してください。)
	成果及び課題	(今後の活動に反映すべきこと等を具体的に記載してください。)
他の補助金の活用の有無 ※いずれかを○で囲む	[ 有 ・ 無 ] ※「有」の場合は、下の括弧内に活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。 ( )	
消費税の取り扱い ※いずれかを○で囲む	[ 一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者 ]	

(注1) 申請時には、必要経費の積算根拠がわかる資料(見積書等)及び別紙様式①「申請者活動(営業)状況調べ」を添付すること。

(注2) 自らが行う広報については、本補助金を財源とした実施内容を明記すること。また、配信日時や広報内容が決まり次第、別紙様式②「配信内容報告書」により報告すること。

(注3) 実績報告には、配信した映像を保存したDVD等の記録媒体及び新聞記事等事業の状況がわかる書類を添付すること。(事業実績を鳥取県のホームページ上で公開する予定。)

様式第1号の2（第4条第2項及び第7条第2項関係：（2）機材導入型）

アートの灯を守る！とっとりアート支援事業実施計画（実績報告）書

団体・施設等名称			
代表者職・氏名			
機材等導入区分 ※いずれかを○で囲む		新規導入 (新たに映像配信を始める場合)	追加導入 (映像配信実績があり、機材を追加購入する場合)
事業の目的		(事業実施によりどのような効果を見込むのかを記載してください。)	
購入（予定）機材		(機材等名称・購入金額(単価及び数量)、減価償却資産の耐用年数を記載してください。) ○機材等名称  ○購入金額（単価及び数量）  ○減価償却資産の耐用年数	
映像配信内容 当該事業は交付決定を受けた年度内に、購入した機材を使用し、県民に広く公開した形での映像配信を3回以上行うことが条件となるため、映像配信する内容、日時、時間等の予定を記載してください。 (計画書提出後、実施までの間に、配信日時等の詳細が決まり次第、別紙②により報告してください。)			
映像配信 ①	内容及び時間	(配信内容) ※事業の特徴や見どころも記載してください。	
		(配信日時)	
	(配信時間)		
利用（予定）の映像配信サービス	形態 ※いずれかを○で囲む	(視聴者数（見込み・実績）)	
		(YouTube、その他)	
		録画配信	ライブ配信
		無料配信	有料配信（料金 円）

	広報	自ら行うもの		
		他で取り上げてもらうもの		
映像配信 ②	内容及び時間		(配信内容) ※事業の特徴や見どころも記載してください。	
			(配信日時)	
			(配信時間)	
			(視聴者数 (見込み・実績))	
	利用 (予定) の映像配信 サービス		(YouTube、その他)	
		形態 ※いずれかを○で囲む	録画配信	・ ライブ配信
			無料配信	・ 有料配信 (料金 円)
	広報	自ら行うもの		
		他で取り上げてもらうもの		
映像配信 ③	内容及び時間		(配信内容) ※事業の特徴や見どころも記載してください。	
			(配信日時)	
			(配信時間)	
			(視聴者数 (見込み・実績))	
	利用 (予定) の映像配信 サービス		(YouTube、その他)	
		形態 ※いずれかを○で囲む	録画配信	・ ライブ配信
			無料配信	・ 有料配信 (料金 円)
	広報	自ら行うもの		

	他で取り 上げても らうもの	
事業効果 (実績報 告時に記 載)	鑑賞者の声	(コメント等を記載してください。)
	成果及び課題	(今後の活動に反映すべきこと等を具体的に記載してください。)
他の補助金の活用の有無 ※いずれかを○で囲む	[ 有 ・ 無 ] ※「有」の場合は、下の括弧内に活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。  [  ]	
消費税の取り扱い ※いずれかを○で囲む	[ 一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者 ]	

(注1) 申請時には、購入予定機材の見積書及び別紙様式①「申請者活動(営業)状況調べ」を添付すること。

(注2) 配信日時や広報内容が決まり次第、別紙様式②「配信内容報告書」により報告すること。

(注3) 実績報告には、配信した映像を保存した DVD 等の記録媒体及び新聞記事等事業の状況がわかる書類を添付すること。(事業実績を鳥取県のホームページ上で公開する予定。)



様式第2号の1（第4条第2項及び第7条第2項関係：（1）機材賃借型）

アートの灯を守る！とっとりアート支援事業収支予算（決算）書

1 収入

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (A)	本年度決算額 (B)	差引増減額 (B-A)	備 考
本補助金				
協賛金、広告料				
民間助成金				
市町村補助金				
有料配信収入				
自己資金				
計				

2 支出

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (A)	本年度決算額 (B)	差引増減額 (B-A)	備 考
補助 対象 経費 (映像配信に係るもの)	機材賃借料			
	配信経費			
	映像編集経費			
	配信に係る 広報宣伝費			
	スタッフ 人件費			
	小 計			
補助 対象 外 経費				
	小 計			
合 計				

(注) 補助対象経費については内訳のわかる領収書等証拠書類を添付すること。「補助対象経費」、「補助対象外経費」とも、備考欄には、単価や数量等、その内訳を記入すること。

様式第2号の2 (第4条第2項及び第7条第2項関係：(2) 機材導入型 )

アートの灯を守る！とっとりアート支援事業収支予算（決算）書

1 収入

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (A)	本年度決算額 (B)	差引増減額 (B-A)	備 考
本補助金				
協賛金、広告料				
民間助成金				
市町村補助金				
有料配信収入				
自己資金				
計				

2 支出

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (A)	本年度決算額 (B)	差引増減額 (B-A)	備 考
補助 対象 経 費 (映像配信に係るもの)	機材購入費			
	周辺機器等 購入費			
	配信経費			
	映像編集経費			
	配信に係る 広報宣伝費			
	スタッフ 人件費			
	小 計			
補助 対象 外 経 費				
	小 計			
合 計				

(注1) 補助対象経費については収支決算書に内訳のわかる領収書等証拠書類を添付すること。「補助対象経費」、「補助対象外経費」とも、備考欄には、単価や数量等、その内訳を記入すること。

(注2) 機材購入費については、収支決算書に機材を撮影した写真を添付すること。

(注3) 取得金額が、50万円以上の機材については、様式第5号「財産管理台帳」を必ず作成し、収支決算書に写しを添付すること。

別紙様式①（様式第1号に係るもの）

申請者活動（営業）状況調べ

団体・施設等名称	
代表者職・氏名	
所在地	〒      ー
電話番号	
ホームページ	
設立年月日	
構成員	
沿革	
近年の活動・営業実績	
(書類作成担当者連絡先)	
役職：	
氏名：	
住所：〒	
電話番号：	ファクシミリ：
電子メール：	

※ 添付書類：申請者が法人や団体等である場合は、定款、寄附行為、又はこれに類する規約等

## 配信内容報告書

団体・施設等名称		
代表者職・氏名		
所在地	〒 ー	
電話番号		
配信タイトル		
配信日時と時間	令和 年 月 日 ( ) : ~ 配信時間(動画時間) 分	
利用(予定)の映像配信サービス	(YouTube、その他)	
	形態 ※いずれかを○で囲む	録画配信 ・ ライブ配信
		無料配信 ・ 有料配信 (料金 円)
広報内容		
その他	(ネット・SNSにより広報している場合にはURL等を記載してください。)	

※ 配信に関する広報をチラシ等で行っている場合は添付してください。

様

鳥取県知事 平井 伸治

アートの灯を守る！とっとりアート支援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあったアートの灯を守る！とっとりアート支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当・連絡先）

記

1 補助事業

本補助金の対象事業の内容は、・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 本補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、実績額についてアートの灯を守る！とっとりアート支援事業補助金交付要綱（令和2年4月24日付第202000026557号鳥取県地域づくり推進部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第7条第3項の規定を適用して得た額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、対象事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

5 その他

交付決定後に作成・配布する広報物や配信映像等に「助成：鳥取県アートの灯を守る！とっとりアート支援事業」と記載、表示するものとする。

鳥取県知事 平井 伸治 様

申請者 住所  
氏名  
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

印

アートの灯を守る！とっとりアート支援事業補助金仕入控除税額確定報告書

アートの灯を守る！とっとりアート支援事業補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額及び補助対象経費の額
  - (1) 補助金の確定額 金 円
  - (2) 補助対象経費の額 金 円  
( 年 月 日付第.....号による通知額)
  
- 2 実績報告控除税額  
(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額)  
金 円
  
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額  
金 円
  
- 4 補助金返還相当額 (3 - 2 > 0 の場合)  
1の(1)  
(3 - 2) ×  $\frac{\text{1の(1)}}{\text{1の(2)}}$  金 円

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第5号（第9条関係）

財 産 管 理 台 帳

区分	財 産 名 (機材名)	規 格	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	取得年月日	保管場所	備 考
器具 及び 備品								

(注1) 対象となる取得財産（機材等）は、取得価格又は効果の増加価格が要綱第8条第2項に定める処分制限額以上（50万円以上）の財産とします。

(注2) 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えありません。単価が異なる場合は、分割して記載してください。

(注3) 取得年月日は、納品年月日を記載してください。